

Actus Newsletter

平成27年分所得税確定申告のポイント



平成27年分の所得税確定申告のポイント

平成27年分所得税確定申告の受付は、2月16日から開始し、3月15日が期限となっております。給与所得者につきましては、原則として年末調整において所得税額が確定し源泉徴収税額との精算が完了しますので、確定申告の必要はありません。ただし、給与収入が2,000万円を超える方、2カ所から給与を受けている方、副業の所得が20万円を超える方などは確定申告の必要があります。また、医療費控除を受ける方やはじめて住宅ローン控除の適用を受ける方、退職し再就職されなかった方などについては、確定申告をすることで税金が還付されます。なお、平成27年分の確定申告より適用される改正事項もありますので、特に改正点には十分に注意して確定申告を行う必要があります。

平成27年分の確定申告より適用される改正事項

主な改正項目	概要
所得税の 最高税率 の見直し	課税所得4,000万円超については新たに 45% の税率適用
財産債務明細 の見直し	提出基準、記載事項の見直しと 財産債務調書 へ名称変更(下記参照)
住宅ローン控除 の適用期限の延長	消費税率 10% へ引上げが1年6ヶ月延期されたことに伴う措置
国外転出時課税制度 の創設	国外転出時における有価証券等の 含み益 に対する課税制度
ふるさと納税ワンストップ特例 スタート	ふるさと納税において 確定申告が不要 となる制度が設けられる

財産債務調書制度

従来の財産債務明細書から、新たに財産債務調書として提出を必要とする対象者の範囲が狭くなり、記載事項の内容がより詳細となる等の見直しが行われました。

概要

提出基準	財産債務調書の記載事項	提出期限
「その年分の所得金額が 2,000万円超 であること」かつ「その年12月31日において有する財産の価額の合計額が 3億円以上 であること、又は、同日において有する有価証券等の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」	<ul style="list-style-type: none"> 全ての財産の種類、数量、価額 その他必要な事項 	翌年3月15日

対象資産とは有価証券(株式、投資信託)、匿名組合契約の出資持分、未決済の信用取引・発効日取引・デリバティブ取引のこと

財産債務調書の提出等の有無による特例及び罰則

提出等の有無	特例内容
財産債務調書の提出がある場合等の修正申告等	過少申告加算税等から増差税額の 5%を控除
財産債務調書の提出がない場合等の修正申告等	過少申告加算税等に増差税額の 5%を加算

ふるさと納税ワンストップ特例制度の注意点

ふるさと納税は確定申告が要件となっていました。平成27年4月1日から、確定申告の不要な給与所得者等の方々、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内(1つの団体に複数回ふるさと納税をしても1団体としてカウント)である場合に限って、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。なお、各自治体にワンストップ特例の申請を行っていても、次のような場合には確定申告をする必要がありますのでご注意ください。

5団体を超える自治体にふるさと納税をした方

2カ所給与会社員の方や個人事業主で納税のある方などとも確定申告をしなければならない方
住宅ローン控除の初年度や医療費控除を受けるために確定申告を行う方

平成27年1月1日から3月31日までにふるさと納税を行っている方

Q. 医療費控除の適用を受けたいのですが、こういったものが対象となりますか。

A 医療費控除の対象とされる医療費は、自分とその配偶者など自分と生計が同じ親族のために支払ったもので、医師等による診療や治療などの対価のうち通常必要と認められるものです。

医療費控除の判定例	対象となるもの(○)	対象とならないもの(×)
医師の治療を受けた方	診療費、治療費、往診費用 急患やけがで病院へ運ばれる費用 通院時のバス代、電車代(タクシーはやむをえない場合以外は×) 人工透析費用 レーシック手術費用	人間ドック(病気が発見されて治療を引き続きつづける場合は) 健康診断費用 美容整形費用 予防接種費用 自家用車で通院する場合のガソリン代、駐車料金
入院した方	通常必要な入院の部屋代、食事代 医師の指示による治療や手術のための補助具 入退院時のバス代や電車代(タクシーはやむをえない場合以外は×)	差額ベット代 医師や看護婦への謝礼 寝巻代、洗面具などの身の回り品代やテレビや冷蔵庫の使用料
薬を買った方	治療や療養に必要なもので、通常の価額の医薬品 丸山ワクチンの購入費用	ビタミン剤、健康ドリンク、医師の処方以外の漢方薬 風邪予防のためのうがい薬やマスク
歯科へ通った方	虫歯の治療費 金歯や義歯の費用	美容目的の歯列矯正(治療目的の歯列矯正は) 歯石除去費用
医療用器具を買った方	義手、義足 糖尿病患者の注射器費用	補聴器(医師による治療を受けるために直接必要なものは○) 身体障害者の車椅子の購入対価
アン摩、はり治療を受けた方	治療のための指圧師、はり師、きゅう師、整復師などの師術費	健康維持のためや国家資格を持たないものによる施術費
子供を産んだ方	出産費用、出産までの定期検診費用 出産での入院時の食事代 医師による不妊症の治療代や人工授精に関してかかる費用	帰省の旅費 寝巻代、洗面具などの身の回り品代やクリーニング代 無痛分娩講座などの受講料

Q. 相続等で取得した不動産などを譲渡した場合、何か特別な扱いはありますか。

A 相続などで土地や建物、株式を取得し、これらを相続後 3 年以内に譲渡した場合、相続税を払っていた方は、その払った相続税のうち一定額を譲渡資産の取得費に加えて所得税を計算できます。

Q. 住宅ローン控除の適用を受けるための要件はどのようなものですか。

A 住宅ローン控除は、取得後 6 か月以内に居住し、引き続き住み続けていること、合計所得金額が 3 千万円以下、取得住宅の床面積 50 平方メートル以上、借入金弁済期間が 10 年以上、居住年の前後 2 年の 5 年間に居住用財産を譲渡した場合の特例の適用を受けていないことなどの適用要件を満たしたうえで、初年度は確定申告が必要となります。

Q. 所得税の確定申告書を作成しようと思いますが、間違いが起きやすい事例を教えてください。

A 満期保険金の受け取り、非上場会社 10 万円超の配当、副業の収入、海外預金口座の利子、外貨を円貨に換金したときの為替差益など臨時収入や副収入の申告漏れが起きやすいのでご注意ください。

Q. 平成 28 年分から適用されるサラリーマンに関する改正事項にはどのようなものがありますか。

A ここ数年、消費税の引き上げや復興特別所得税による低所得者への負担増を配慮し、富裕層に対する課税が強化されてきております。サラリーマンについては、給与所得控除の上限額が引き下げられ、今年、平成 28 年度からは給与収入 1,200 万円超の場合 230 万円へ、平成 29 年以後は給与収入 1,000 万円超の場合に 220 万円となります(改正前は、「給与収入 1,500 万円超の方で 245 万円」)。



アクタス 税 理 士 法 人
アクタスマネジメントサービス(株)

[URL] <http://www.actus.co.jp> [MAIL] info@actus.co.jp

【赤坂】〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F

TEL:03-3224-8888 FAX:03-5575-3331

【立川】〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル5F

TEL:042-548-8001 FAX:042-548-8002

【荒川】〒116-0002 東京都荒川区荒川3-21-2-105

TEL:03-3802-8101 FAX:03-3805-2070

【大阪】〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F

TEL:06-6449-8682 FAX:06-6449-8683